

発議第 1 号

志木市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を、別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 112 条及び志木市議会会議規則（昭和 49 年志木市議会規則第 1 号）
第 14 条の規定により、提出する。

令和 8 年 9 月 25 日

提出者	市議会議員	河	野	芳	徳
賛成者	市議会議員	鈴	木		潔
賛成者	市議会議員	田	畑	寛	治
賛成者	市議会議員	安	藤	圭	介
賛成者	市議会議員	今	村	弘	志
賛成者	市議会議員	阿	部	竜	一
賛成者	市議会議員	小	池	真由美	
賛成者	市議会議員	中	村	智	紀
賛成者	市議会議員	高	山	優	太
賛成者	市議会議員	古	谷		孝
賛成者	市議会議員	岡	島	貴	弘
賛成者	市議会議員	天	田	いづみ	

志木市議会議長

吉 澤 富美夫 様

提 案 理 由

一般質問に係る通告内容等の見直しをするとともに、所要の規定の整備をしたいので、志木市議会会議規則第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

志木市議会会議規則の一部を改正する規則

志木市議会会議規則（昭和４９年志木市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第６１条第１項中「市の一般事務」を「市の一般的な政策、施策、事業及び所管業務」に改め、同条第２項を次のように改める。

２ 前項の質問は、議長が定めた期間内に、所定の書式に従い、あらかじめ、次に掲げる事項を明記し、通告することにより行わなければならない。

- （１）市の政策、施策、事業及び所管業務に係る件名
- （２）件名の具体的な要旨
- （３）答弁者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。